

令和 2 年12月 富津市議会定例会
議 案 等 資 料

令和 2 年11月26日

富 津 市

令和 2 年12月 富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和 2 年12月 富津市議会定例会議案等概要	1
議案第 1 号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	5
議案第 1 号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	6
議案第 1 号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第 3 条による改正）	7
議案第 1 号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第 4 条による改正）	8
議案第 2 号資料	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	9
議案第 2 号資料	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	10
議案第 3 号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	11
議案第 3 号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	12
議案第 4 号資料	富津市健全な財政運営に関する条例新旧対照表（附則第 4 項による改正）	13
議案第 6 号資料	富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例新旧対照表	14
議案第 7 号資料	富津市火災予防条例新旧対照表	20
議案第14号資料	山中奥畑簡易水道管理組合の概要	25
議案第15号資料	履歴事項（副市長関係）	26
議案第16号資料	履歴事項（人権擁護委員関係）	27
議案第17号資料	履歴事項（人権擁護委員関係）	28

令和 2 年12月 富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第 1 号	一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 令和 2 年10月の千葉県人事委員会勧告に準じ、期末手当の支給割合を引き下げするため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和 2 年12月 1 日。一部令和 3 年 4 月 1 日	総務部
議案第 2 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 一般職の職員に係る期末手当の支給割合を引き下げることに伴い、特別職の職員で常勤のものに係る期末手当の支給割合を引き下げするため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和 2 年12月 1 日。一部令和 3 年 4 月 1 日	総務部
議案第 3 号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 一般職の職員に係る期末手当の支給割合を引き下げることに伴い、議会議員に係る期末手当の支給割合を引き下げするため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和 2 年12月 1 日。一部令和 3 年 4 月 1 日	総務部
議案第 4 号	富津市公共施設等マネジメント基金条例の制定について (提案理由) 公共施設等を自治体経営の視点から総合的に企画、管理及び利活用する経費に充てる基金を設置するため、条例を制定するものである。 (施行日) 公布の日	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第 5 号	富津市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について (提案理由) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第 2 条第 1 項に規定する半島振興対策実施地域の振興を促進することを目的として、同法第17条に規定する製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、固定資産税の特例を定めるため、条例を制定するものである。 (施行日) 公布の日	市民部
議案第 6 号	富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部が改正されたことに伴い、ひとり親家庭の父母等が支払う医療費等に係る自己負担金を変更するほか、受給券を交付することにより助成方法を原則として現物給付方式とする変更等を行うため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部令和 3 年 4 月 1 日	健康福祉部
議案第 7 号	富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第77号）が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和 3 年 4 月 1 日	消防本部
議案第 8 号	富津市経営改革会議設置条例を廃止する条例の制定について (提案理由) 危機的な財政状況を改善するため、富津市経営改革会議を設置し、これまでの行政経営を抜本的に見直してきたことにより、所期の目的を達したことから、条例を廃止するものである。 (施行日) 公布の日	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第 9 号	富津市環境美化基金条例を廃止する条例の制定について (提案理由) 個人からの寄附金を財源として環境美化基金を設置し、市内の環境美化を推進してきたが、所期の目的を達した等のことから、条例を廃止するものである。 (施行日) 公布の日	市民部
議案第10号	令和 2 年度富津市一般会計補正予算 (第 9 号) 補正額 196, 287 千円 補正後の予算額 25, 558, 959 千円 (主な事業) ・新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業 6, 485 千円 ・道路維持事業 17, 500 千円 ・法面長寿命化修繕事業 21, 989 千円	総務部
議案第11号	令和 2 年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) 補正額 2, 685 千円 補正後の予算額 6, 138, 448 千円 (提案理由) 時間外勤務に伴う人件費及びこれに関連する歳入を補正するものである。	健康福祉部
議案第12号	令和 2 年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 補正額 847 千円 補正後の予算額 665, 583 千円 (提案理由) 時間外勤務に伴う人件費及びこれに関連する歳入を補正するものである。	健康福祉部
議案第13号	令和 2 年度富津市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) 補正額 214, 825 千円 補正後の予算額 5, 248, 042 千円 (提案理由) 介護サービス等給付事業、介護予防サービス等給付事業、特定入所者介護サービス事業などに係る経費及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を補正するものである。	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第14号	山中奥畑簡易給水施設の指定管理者の指定について (提案理由) 山中奥畑簡易給水施設の指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了となることに伴い、同施設の指定管理者を引き続き山中奥畑簡易水道管理組合に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	建設経済部
議案第15号	富津市副市長の選任につき議会の同意を求めることについて (提案理由) 富津市副市長小泉義行氏の任期が令和2年12月31日をもって満了となることに伴い、同氏を再任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものである。	総務部
議案第16号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて (提案理由) 人権擁護委員能城勝氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き当該委員の候補者として法務大臣に対し推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。	市民部
議案第17号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて (提案理由) 人権擁護委員森田吉一氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き当該委員の候補者として法務大臣に対し推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。	市民部
報告第1号	専決処分の報告について (報告理由) 道路の瑕疵により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	建設経済部

議案第 1 号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第 1 条による改正）

現 行	改 正 案
（期末手当） 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。	（期末手当） 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

議案第 1 号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第 2 条による改正）

改 正 前	改 正 案
（期末手当） 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。	（期末手当） 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

議案第 1 号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第 3 条による改正）

現 行	改 正 案
（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第 8 条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 9 条から第11条まで、第19条第 1 項及び第 2 項、第20条、第20条の 2 並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 3 条第 1 項及び第21条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第 3 条第 1 項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第 2 項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。	（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第 8 条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 9 条から第11条まで、第19条第 1 項及び第 2 項、第20条、第20条の 2 並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 3 条第 1 項及び第21条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第 3 条第 1 項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第 2 項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。

議案第 1 号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第 4 条による改正）

改 正 前	改 正 案
（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第 8 条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 9 条から第11条まで、第19条第 1 項及び第 2 項、第20条、第20条の 2 並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 3 条第 1 項及び第21条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第 3 条第 1 項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第 2 項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。	（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第 8 条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 9 条から第11条まで、第19条第 1 項及び第 2 項、第20条、第20条の 2 並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 3 条第 1 項及び第21条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第 3 条第 1 項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第 2 項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。

議案第2号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
（期末手当） 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	（期末手当） 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

議案第2号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第2条による改正）

改 正 前	改 正 案
（期末手当） 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	（期末手当） 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

議案第3号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
（期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。	（期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。

議案第3号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）新旧対照表（第2条による改正）

現 行	改 正 案
（期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。	（期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。

議案第 4 号資料

富津市健全な財政運営に関する条例（平成29年富津市条例第23号）新旧対照表（附則第 4 項による改正）

現 行	改 正 案
（基金の管理） 第 7 条 市は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足が生じたときの財源に充てるため、必要と認められる額の資金を財政調整基金に留保するものとする。 2 市は、公共施設の機能を適正に維持管理するための改修及び修繕に要する経費に充てるため、 <u>公共施設維持管理基金に計画的な積立てを行うものとする。</u>	（基金の管理） 第 7 条 市は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足が生じたときの財源に充てるため、必要と認められる額の資金を財政調整基金に留保するものとする。 2 市は、公共施設等を自治体経営の視点から総合的に企画、管理及び利活用する公共施設等マネジメント推進のための基金に計画的な積立てを行うものとする。

議案第6号資料

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（目的） 第1条 この条例は、ひとり親家庭_____等に対し、医療費、調剤費並びに診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の証明手数料の一部について助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭_____等の福祉の増進を図ることを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。 2 この条例において「父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （1） 児童の父又は母 （2） 児童の父及び母がない場合に当該児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）者 （3） 児童の父及び母がその児童を監護しない場合において、当該児童を養育する者	（目的） 第1条 この条例は、ひとり親家庭の<u>父母等</u>に対し、医療費、調剤費並びに診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の証明手数料（以下「医療費等」という。）の全部又は一部を助成<u>する</u>ことにより、ひとり親家庭の<u>父母等</u>の福祉の増進を図ることを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。 2 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （1） 次のいずれかに該当し、児童を監護する父又は母及びその児童 ア 現に婚姻をしている状況にない者 イ 配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある者 ウ 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した場合にあっては、3か月）以上明らかでない者 エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者 オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者 カ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者 キ その他アからカまでに準ずる者として市長が認める者 （2） 児童の父母がない場合又は父母が監護しない場合で、前号アからキまでのいずれかに該当する祖父母その他の養育者が養育するときの養育者及びその児童 （3） 児童の父母がない場合又は父母が監護しない場合で、祖父母

3 この条例において「ひとり親家庭」とは、児童を養育する父母等が次の各号のいずれかに該当する家庭をいう。 (1) 現に婚姻をしている状況にない者 (2) 配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある者 (3) 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他死亡の原因となるべき危難と遭遇した場合にあっては、3か月）以上明らかでない者 (4) 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者 (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者 (6) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者 (7) その他前各号に準じる者として市長が認める者	その他の監護者が監護するときの児童 3 この条例において「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。
4 この条例において「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。	4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。 (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） (2) 健康保険法（大正11年法律第70号） (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号） (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
5 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。 （対象者） 第3条 医療費等助成金の支給対象者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。	（受給資格者） 第3条 この条例による医療費等の助成（以下「医療費等の助成」という。）を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）

に新たに受給資格の認定の申請をする者については、前々年の所得。次号において同じ。）が規則で定める額以上である場合 (2) ひとり親家庭の父母等の配偶者又は_____扶養義務者でそのひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの前年の所得が、規則で定める額以上である場合 (助成の範囲)	に第6条第1項の規定による申請をする者については、前々年の所得。次号において同じ。）が規則で定める額以上である場合 (2) ひとり親家庭の父母等の配偶者又はひとり親家庭の父母等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの前年の所得が、規則で定める額以上である場合 (助成の範囲)
第5条 市長は、受給資格者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養に要する費用の額_____から次の各号に規定する額を控除した額を医療費等助成金として支給する。 (1) 保険給付額 (2) 保険者が給付する附加給付額 (3) 国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額 (4) 第三者から行われる賠償額及び補てん額 (5) 受給資格者一部負担額(通院については診療報酬明細書1件につき1,000円、保険薬局における調剤については調剤報酬明細書1件につき1,000円) (6) 入院時食事療養費に係る標準負担額 (7) 入院時生活療養費に係る標準負担額	第5条 市長は、受給資格者に対し、受給資格者の医療保険各法その他法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された費用の額(入院については、入院時食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額を含む。)から次の各号に規定する額を控除した額を助成_____する。 (1) 保険給付額 (2) 保険者が給付する附加給付額 (3) 国、地方公共団体等が負担する医療に関する給付額 (4) 第三者から支払われる賠償額及び補てん額 (5) 別表に定める自己負担金
2 市長は、受給資格者が医療保険各法による療養の給付に係る_____診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の証明手数料_____を支払ったときは、当該証明手数料の額に相当する額を医療費等助成金として支給する。ただし、1件につき200円を限度とする。 (受給資格の認定の申請)	2 市長は、受給資格者が医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等(以下「保険医療機関等」という。)で診療報酬明細書又は調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った場合は、当該証明手数料の額に相当する額を助成_____する。ただし、1件につき200円を限度とする。 (助成資格の認定申請、受給券の交付等)
第6条 医療費等助成金の支給を受けようとする者は、受給資格の認定を_____市長に申請しなければならない。	第6条 医療費等の助成_____を受けようとする者は、規則で定めるところにより、助成を受ける資格の認定をあらかじめ市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに申請内

(3) 第3条に規定する受給資格者としての要件を欠いた場合

(4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じた場合

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 受給資格者は、医療費等助成金の支給を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によって医療費等助成金の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給の額の全部又は一部を返還させることができる。

(3) 第3条に規定する受給資格者としての要件を欠いた場合

(4) 第4条各号のいずれかに該当することとなった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 受給資格者は、医療費等の助成を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によって医療費等の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成の額の全部又は一部を返還させることができる。

別表 (第5条関係)

世帯区分	自己負担金	
	入院1日又は通院 1回当たり	調剤1回当たり
A 市町村民税非課税世帯	0円	0円
B 市町村民税所得割非課税世帯であつて、市町村民税均等割のみ課税される世帯		
C 市町村民税所得割課税世帯		
	300円	

議案第7号資料

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（燃料電池発電設備） 第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。 2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。 3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号並びに第11条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで（第7号を除く。）並びに第2項並びに第12条第1項第1号、第3号及び第4号の規定を準用する。	（燃料電池発電設備） 第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。 2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。 3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号並びに第11条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで（第7号を除く。）並びに第2項並びに第12条第1項第1号、第3号及び第4号の規定を準用する。

- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が加えられている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

- (5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が加えられている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。 ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。 イ 異常な高温とならないこと。<u>また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u> (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。 (14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。 (火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 熱風炉 (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉 (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)	<u>器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u> (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。 ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。 イ 異常な高温とならないこと。 <u>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u> <u>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u> (17) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。 (18) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。 (火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 熱風炉 (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉 (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)
---	--

(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備 (4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。） (5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。） (6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。） (7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） (7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機 (8) 火花を生ずる設備 (8)の2 放電加工機 (9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。） <u>(10)</u> 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。） <u>(11)</u> 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第12条第4項に定めるものを除く。） <u>(12)</u> 蓄電池設備 <u>(13)</u> 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備 <u>(14)</u> 水素ガスを<u>充てん</u>する気球	(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備 (4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。） (5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。） (6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。） (7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） (7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機 (8) 火花を生ずる設備 (8)の2 放電加工機 (9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。） <u>(10)</u> 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。） <u>(11)</u> 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。） <u>(12)</u> 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第12条第4項に定めるものを除く。） <u>(13)</u> 蓄電池設備 <u>(14)</u> 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備 <u>(15)</u> 水素ガスを<u>充填</u>する気球
---	---

議案第14号資料

山中奥畑簡易水道管理組合の概要

- 1 所在地 富津市山中1877番地 5
- 2 名称 山中奥畑簡易水道管理組合
- 3 代表者名 組合長 磯貝 睦美
- 4 設立 昭和61年 5 月20日
- 5 組合員数 15人（組合長 1 人、副組合長 2 人、理事 2 人、監事 3 人その他組合員 7 人）
- 6 目的 地域の飲料水を供給することにより水不足を解消し、衛生的な生活ができるように施設の維持管理を行う。
- 7 事業内容（1） 保健所等との連絡調整に関すること。
（2） 組合の生活用水の確保、管理に関すること。
（3） その他本組合の目的達成に必要な事項に関すること。
- 8 事業実績 山中奥畑簡易給水施設の指定管理運営

議案第15号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 こ い よ ゆ
 小 ずみ し き
 泉 義 行

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

議案第16号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 のう じょう まさる
能 城 勝

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

議案第17号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 もり た よし かず^ㇿ
 森 田 吉 一

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

